

# ◆相陽クラブ 規約◆

## <名称>

第1条 このクラブは、相陽クラブと称します。

## <目的>

第2条 このクラブは、児童を対象にバスケットボールに親しませるとともに、バスケットボールの技術の習得・向上を図り、それらを通じて仲間の大切さを実感し、信頼関係を築き、礼儀やマナーを身につけることを目的とします。

## <組織>

第3条 このクラブは、入会した児童と指導者・保護者役員・保護者によって構成します。

## <対象>

第4条 このクラブに入会できる児童は、基本、新磯小学校・麻溝小学校・夢の丘小学校、3校の児童を対象とします。

## <会計>

第5条 このクラブの経費は、会費で運営されます。

- 1) 会費は年額18,000円とします。
- 2) 会費は前期と後期に分け、前期は3月、後期は10月に徴収とし、前納とします。
- 3) 途中入部の際は、次期徴収まで、月額1,500円とします。
- 4) 途中退部の場合、返金いたしません。
- 5) 会費は、チーム登録費・大会参加費・救急薬・指導者の備品・指導者の弁当代・飲料水等・チーム運営費(イベント)等に充てます。
- 6) 指導者の備品(審判服上下・審判用バスケットシューズ・SOYO-Tシャツ・笛)は、会費から購入します。審判服上は1枚/年、審判服下は1枚/3年、審判用バスケットシューズは1足/適宜、SOYO-Tシャツ適宜、笛は破損時に会費から購入します。毎年、年度はじめの4月に支給します。練習・試合に毎回出席している指導者は、全額支給とし、その他の指導者は、半額支給とします。

## <ミクロ>

第6条 ※平成27年5月発足  
ミクロとは、小学校1年生から3年生までを対象とします。

- 1) 会費は年間6000円とします。
- 2) 会費は前期と後期に分け、前期は3月、後期は10月に徴収とし、前納とします。
- 3) 3月は小学校の体育館が使用できないため、相陽中学校のみの練習となりますが、3月分の会費は徴収します。
- 4) 途中入部の際は、次期徴収まで、月額500円とします。
- 5) 途中退部の場合、返金いたしません。
- 6) 会費は、救急薬・チームの運営費等に充てます。
- 7) 練習日は、毎週金曜日18:00~20:00、毎週土曜日9:00~11:00までとします。試合等で指導者が不在の場合は、練習は行いません。
- 8) ミニへの入部は自由とします。ミニを体験してミクロに戻りたい場合は、ミニの月はミニの会費を徴収します。

## <練習>

第7条 このクラブの練習日及び練習時間は、原則として次のようにします。

- 1) 練習日 毎週月・木・金・土曜日とします。(但し、土曜日、日曜、祝日に試合が入る場合があります)
- 2) 練習時間・練習場所  

月曜日	新磯小学校	18:00~20:30
木曜日	麻溝小学校	18:00~20:30
金曜日	相陽中学校	18:00(18:15)~20:00
		※次の団体が休みの場合は20:30まで
土曜日	新磯小学校	9:00~11:30

(但し、大会が近い場合は、練習時間に変更があります)
- 3) 学校をお休みした場合、クラブの活動もお休みしてください。
- 4) インフルエンザ等で学級閉鎖・学年閉鎖(原則4日間)になった場合は、罹患していなくても、練習・試合への参加は、控えてください。インフルエンザに罹患した場合は、小学校の規定に従ってお休みしてください。また、その家族も同様に参加を控えてください。  
※神奈川県ミニバスケットボール連盟 インフルエンザガイドライン参照
- 5) 6年生は、卒業生大会が終わった時点で、3月31日までの金曜日、相陽中学校での練習のみ参加可能とします。

## <送迎>

第8条 自宅から練習場所や集合場所までの行き帰りは、保護者が責任を持つこととします。

- 1) 試合等で指導者・保護者が、配車にて引率することもあります、万が一事故があっても保険の適応内とし、責任は追及しないものとします。
- 2) 試合会場への移動は、麻溝小学校が会場の時のみ、個別送迎となります。その他の試合会場へは、集合場所より、配車にて、団体で移動します。集合から解散までをチームで行動することを原則とします。
- 3) 試合会場への車代として、運転手の保護者・指導者に、部員1人あたり片道100円(往復200円)支払います。

## <遠征>

第9条 遠征とは、麻溝農協駐車場を中心とする半径15km圏外の会場で、試合を行う場合とします。

- 1) 遠征費用(交通費・宿泊費等)は、参加メンバーより徴収します。
- 2) 大会参加費・飲料水等・指導者の宿泊費・指導者のお弁当代は、会費から支払います。
- 3) 遠征の交通費は、車代:500円(ガソリン代込み)/部員1人とし、別途、高速料金を参加メンバーで割り勘します。事前に高速料金を調べ、遠征前に徴収します。
- 4) 試合当番の保護者の車代は、1000円(高速料金・ガソリン代含む)とします。車出しの保護者(運転手)は、車代は不要とします。
- 5) 部員を乗せる配車の運転手(指導者・保護者)には、車代・ガソリン代・高速料金をお渡します。
- 6) 部員を乗せる配車の運転手(指導者・保護者)には、万が一事故があっても保険の適応内とし、責任追及しないものとします。
- 7) 宿泊される保護者(当番)の宿泊費は、参加メンバーで割り勘します。

## <当番>

第10条 試合当番・練習時の鍵当番は、保護者で輪番制で行います。ご協力をお願いします。

- 1) 1歳未満の乳児がいるご家庭は、免除します。
- 2) 試合当番・鍵当番が、都合によりできない場合は、個人交渉して交代してください。また、その旨を役員に連絡してください。
- 3) 救急セットの中身を点検してください。不足の物があれば、役員に伝えてください。

## <保険>

第11条 部員は、クラブがまとめて行うスポーツ保険に加入します。

- 1) 練習中の怪我・練習や試合の行き帰りの事故等は加入したスポーツ保険を適用し、これを充てます。
- 2) 怪我、事故等は加入するスポーツ傷害保険の適用とし、過度に指導者に過失がない限り、指導者の責任追及はしないものとします。
- 3) 保険加入の手続きは、年間契約のため、年度初めにスポーツ保険料800円を徴収し、まとめて加入します。但し、途中加入者は個人で手続きを行ってください。
- 4) ケガ等でスポーツ保険を使う場合は、会計まで申し出てください。

## <チームウェア・ユニフォーム>

第12条 ミニ部員は統一のチームウェアを着用します。

- 1) チームTシャツ・ユニフォームのパンツ・練習着・ウインドブレーカー等のチームウェアは、個人購入とします。
- 2) ユニフォームの上着は、クラブから貸し出します。個人が責任を持って管理してください。
- 3) ユニフォームは、裏返し、ネットに入れて、優しく洗い、陰干してください。
- 4) 破損等があった場合は、個人の負担で全額弁償してください。

## <付則>

第13条 練習、試合をお休みされる場合は、保護者LINEにて連絡してください。

第14条 その他必要な事項については、指導者と保護者の相談の上定めることが出来ます。

第15条 練習・試合等、保護者の協力をお願いします。

第16条 チームの方針に合わない保護者はお断りする場合があります。

第17条 相陽クラブの部員は、他チームの練習生になることは認めません。

また、練習生の受け入れもしません。

第18条 練習・試合中は、部員との会話(私語)は最低限にしてください。

第19条 部内での勧誘・営業は厳禁です。

第20条 個人情報、役員で管理し、他部員や保護者に教えることはありません。

卒団時、退団時に、削除・破棄いたします。

第21条 指導者は原則ボランティアです。

この規約は、平成31年3月29日より効力を生ずる。